

第 2 4 9 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 3 年 1 0 月 1 5 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 3年10月15日 午前10時00分開議
午後 2時45分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（20人）

委員長	齊藤孝昭	副委員長	野中貴健
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	東健而
”	佐賀英生	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	富岡幸夫
”	岡崎健吾	”	原田敏匡
”	佐々木隆徳	”	浅利竹二郎

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

副市長	川西伸二
教育長	阿部謙一
公営企業管理者	村田尚
総務部長	吉田真
総務部理事市長公室長	千代谷賀土子
企画政策部長	松谷勇
財務部長	吉田和久
財務部税務調整監政策推進監	樋山政之
民生部長	杉澤一徳
福祉部長	藤島純
健康づくり推進部長	中村智郎
健康づくり推進監政策推進監	木村公子

子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅原典子
経済部長	立花一雄
都市整備部長	中里敬
建設技術部長	小笠原洋一
川内庁舎所長	木下尚一郎
大畑庁舎所長	伊藤大治郎
脇野沢庁舎所長	工藤和彦
会計管理者	野藤賀範
監査委員事務局長	伊藤泰成
教育部長	角本力久
上下水道局長民生部理事	中村久
西通地区施設管理室長 川内公民館長	金浜達也
大畑地区施設管理室長 大畑公民館長	二本柳茂
教育委員会事務局中央公民館長	木村善弘
企画政策部政策推進監 健康づくり推進部副理事	小田晃廣
福祉部政策推進監高齢者福祉課長	吉田由佳子
教育委員会事務局政策推進監	鷲岳彰丸
教育委員会事務局副理事 学校教育課長	祐川達也
教育委員会事務局副理事図書館長	櫻井忍
上下水道局政策推進監 水道課長民生部副理事	川島一彦
上下水道局副理事下水道課長 民生部環境政策課	中村亨
企画政策部企画調整課長	福山洋司
企画政策部企画調整課総括主幹	角本昌史
財務部財務課長	石橋秀治
財務部財務課資金企画室長	菊池円
財務部施設経営戦略課長	岩瀬圭吾
財務部税務課長	飯田啓太郎
財務部税務課総括主幹	武市千秋
民生部市民スポーツ課長	新谷智文
福祉部地域包括支援センター所長	辻郁子
健康づくり推進部国保年金課長	青山諭

大畑庁舎市民生活課長	菅原賢一郎
脇野沢庁舎管理課長	山崎拓也
脇野沢庁舎市民生活課長	
脇野沢公民館長	
教育委員会事務局総務課長	工藤大介
教育委員会事務局生涯学習課長	畑山勝
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	佐藤充
教育委員会事務局図書館総括主幹	澤田修一
上下水道局経営課長	宮下圭一
上下水道局水道課総括主幹	中村満
上下水道局水道課総括主幹	山崎浩
上下水道局下水道課総括主幹	本田正大
民生部環境政策課	
財務部財務課主幹	立花幸一
財務部税務課主幹	二階聖仁
民生部市民スポーツ課主幹	林力
福祉部高齢者福祉課主幹	川端直子
福祉部高齢者福祉課主幹 老人憩いの家所長	工藤周
地域包括支援センター主幹	橋本徳之
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野坂ゆみ
健康づくり推進部 国保年金課主幹	坂本望生
教育委員会事務局総務課主幹	渡部和美
教育委員会事務局総務課主幹	新田剛
教育委員会事務局総務課主幹	対馬亮子
上下水道局経営課主幹	橋本伸吾
上下水道局経営課主幹	川村悟
上下水道局水道課主幹	北村貴宏
上下水道局下水道課主幹 民生部環境政策課	川村利之
総務部総務課主任主査	畑中佳奈
財務部税務課主任主査	杉本晋
財務部税務課主任主査	黒滝和也
民生部市民スポーツ課主任主査	西田裕昭
総務部総務課主任	柏谷諒
大畑庁舎市民生活課主幹	濱谷希帆子

○事務局出席者

事務局長 佐藤 孝悦
総括主幹 櫻田 誠
主任 浜端 快

次長 中野 敬三
主任主査 井田 周作

(午前10時00分 開議)

○委員長(齊藤孝昭) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は19人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第64号 令和2年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。昨日は、第9款消防費までの質疑が終わっておりますので、本日は第10款教育費から審査してまいります。

それでは、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長(角本 力) 改めまして、おはようございます。それでは、第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の229ページをお開き願います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員4名分の報酬及び教育委員会の開催等に要する経費となっております。

次に、第2目事務局費についてであります。これは事務局の事務事業に要する経費で、主なものといたしましては、教育長及び一般職のPersonnel費、決算書231ページ、備考欄7の東京大学との連携を軸とした事業であります。North Projectに係る負担金となっております。不用額は111万3,342円で、主なものといたしましては、11節役務費が32万9,423円となっており、これは学校薬品処分事業に係る経費が見込みより少なくなったことによるものであります。

次に、決算書231ページ、第3目義務教育振興費についてであります。これは小・中学校の教育活動支援に要する経費で、主なものといたしましては、小中一貫教育推進事業のための非常勤講師報酬、決算書232ページ、備考欄6のスクールサポーター33名の配置事業、決算書233ページの外国語指導助手5名の派遣事業及び教科書改訂等による教師用教科書・指導書購入事業となっております。不用額は516万1,233円で、主なものといたしましては1節報酬が108万7,912円となっており、これは小中一貫教育推進事業において年度途中での採用があったことによるもの、次に8節旅費が180万172円となっており、これは外国語指導助手派遣事業において、帰国予定であった外国語指導助手が任用継続となり、帰国旅費や赴任旅費が不用となったことなどによるものであります。

次に、決算書234ページをお開き願います。第4目教育研修センター費についてであります。これはむつ市教育研修センターの管理運営に要する経費で、主なものといたしましては、教育相談員を配置するための教育相談室費、決算書236ページの自立支援相談員配置事業に係る経費となっております。

す。不用額は353万1,280円で、主なものとしたしましては1節報酬が192万7,675円となっており、これは教育相談室費において、教育相談員の任用が1名減になったことなどによるものであります。

次に、決算書236ページ、第5目学務管理費についてであります。これは児童・生徒の就学援助等に要する経費で、主なものとしたしましては、奨学金貸付事業及び準要保護児童生徒援助費となっております。不用額は287万6,241円で、主なものとしたしましては19節扶助費が131万1,459円となっており、これは要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費に係る経費が見込みより少なかったことによるものであります。

次に、決算書238ページをお開き願います。第6目教員住宅管理費についてであります。これは教職員住宅の管理に要する経費となっております。

次に、第7目の新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。これはむつ市緊急経済対策の一環として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済活動への影響により、支援が必要である学生等に対し、給付または貸付けを行うための事業に要する経費となっております。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校13校の管理運営に要する経費で、主なものとしたしましては、決算書239ページのスクールバス運行管理事業、少し飛びまして決算書242ページ、備考欄15及び16のG I G Aスクール端末整備事業及びG I G Aスクールネットワーク整備事業となっております。不用額は361万2,495円で、主なものとしたしましては17節備品購入費が108万5,665円となっており、これは小学校校務用パソコン等更新事業及びG I G Aスクール端末整備事業における入札の執行残によるものであります。

次に、翌年度繰越額は2億9,575万1,000円となっております。これは苦生小学校空調改修工事に係るものでありまして、第246回定例会において、令和2年度一般会計補正予算として御議決賜り、繰越明許費としたものであります。令和2年度中に工事請負契約の締結を行い、令和3年度早々から工事に着手、学校の長期休業中に工事を実施することで、今冬には新しい設備で教育活動が進められるよう翌年度に繰り越し、事業の進捗を図ったものであります。

次に、決算書242ページ、第2目小学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び図書などの購入に要する経費となっております。

次に、決算書の243ページをお開きください。第3目の新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。これは新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、児童の学びの保障をする体制の整備を促進する経費とな

っておりまして、主なものとしたしましては、扇風機購入及び網戸の設置等となっております。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校9校の管理運営に要する経費で、主なものとしたしましては、決算書244ページ、備考欄3のスクールバス運行管理事業、少し飛びまして決算書247ページ、備考欄13のスクールバス購入事業、次のG I G Aスクール端末整備事業及びG I G Aスクールネットワーク整備事業となっております。不用額は307万2,993円で、主なものとしたしましては12節委託料が93万3,566円となっております。これは肢体不自由生徒特別支援教育充実事業において、別事業に該当したことから、当該費目からの支出が不用となったことによるものであります。

次に、決算書247ページ、第2目中学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び図書などの購入に要する経費となっております。

次に、決算書の248ページをお開き願います。第3目新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。これは新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら生徒の学びの保障をする体制の整備を促進する経費となっております。主なものとしたしましては、扇風機購入及び網戸の設置等となっております。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは生涯学習の推進に要する経費で、主なものとしたしましては、決算書249ページのむつ市海と森ふれあい体験館管理費、決算書250ページの放課後子ども教室推進事業となっております。

次に、第2目公民館費についてであります。これは各公民館と地区公民館の管理運営に要する経費で、主なものとしたしましては、決算書251ページの中央公民館管理運営費、253ページ及び254ページの川内、大畑、脇野沢の各公民館の管理運営費となっております。不用額は473万828円で、主なものとしたしましては1節報酬が84万8,743円、7節報償費が84万7,909円、10節需用費が98万3,268円となっております。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のために各種の事業が中止または縮小されたことに伴い、経費が減少したことによるものであります。

次に、決算書の257ページをお開き願います。第3目図書館費についてあります。これは図書館本館の管理運営に要する経費で、主なものとしたしましては、図書館施設維持管理費、決算書259ページの奉仕員の配置となっております。

次に、決算書の260ページをお開き願います。第4目文化振興費について

であります。これは芸術文化の振興、文化財の保護等に要する経費で、主なものとしたしましては、決算書261ページ、備考欄7の二枚橋2遺跡出土品保存修理事業、決算書262ページの重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業、こちらは沈澄池堰堤の保存修理工事に係るものでありまして、次に決算書263ページの重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業、こちらは大近川取水所保存修理工事に係るものとなっております。不用額は444万981円で、主なものとしたしましては14節工事請負費が317万9,000円となっております。これは昨年度事故繰越いたしました重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業の大近川取水所保存改修工事が完了し、精算したことによるものであります。

次に、継続費通次繰越しが1,012万6,000円となっております。これは重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業の沈澄池堰堤に係る工事の発注に時間がかかったこと及び降雪のため作業が困難となったことによるものであります。

次に、決算書263ページ、第5目の下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の指定管理及び修繕等に要する経費となっております。

次に、第6目の新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。これは図書館利用者に安心して利用していただくための図書館感染症対策事業及び成人式参加者へPCR検査キットを配付する成人式新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費となっております。

次に、決算書の266ページをお開き願います。第5項保健体育費、第2目の学校保健費についてであります。これは児童・生徒及び教職員の健康管理に要する経費で、主なものとしたしましては、健康診断委託事業及び学校医委託事業となっております。

次に、決算書の267ページをお開き願います。第3目学校給食費についてであります。これは小・中学校へ給食を提供するための共同調理場3施設及び単独調理場9施設に要する経費で、主なものとしたしましては、調理業務等の委託料及び臨時調理員の給与、決算書268ページ、備考欄5の学校給食運搬用自動車更新事業、決算書269ページの（仮称）防災食育センター建設事業となっております。不用額は115万632円で、主なものとしたしましては、3節職員手当等が65万7,128円となっております。これは臨時調理員の各種手当等が見込みより少なかったことによるものであります。

次に、少し飛びまして、決算書の276ページをお開き願います。第10目新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。これは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う学校の臨時休業期間の学校給食について、パン、米飯、牛乳の供給停止を補償するために要する経費及び感染症対策に

係る消耗品の購入に要する経費であります。

次に、翌年度繰越額は1,714万7,000円となっておりますが、これは小中学校保健室空調改修事業に係るものでありまして、第247回定例会において令和2年度一般会計補正予算として御議決賜り、繰越明許費としたものであります。学校保健特別対策事業費補助金を財源としておりまして、この交付決定が年度末の3月であったため、年度内に事業を完了できないことから繰越しとしたものであります。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） おはようございます。それでは、第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明申し上げます。少し戻りまして、決算書の264ページをお開き願います。

まず、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これは一般職員の給与費のほか、スポーツの推進、各種団体の育成や支援などに要した経費でありまして、主なものとしたしましては、一般職員6名分の人件費のほか、265ページのスポーツ大会開催団体等へ交付するスポーツ推進補助金及びむつ市体育協会補助金などとなっております。不用額は341万9,093円で、主なものは各種大会補助金やスポーツ教室開催に係る経費、指導者資格受講料等補助金などが新型コロナウイルス感染症の影響から中止となったことによるものでございます。

次に、決算書の269ページに移りまして、第4目体育施設管理費についてであります。これは陸上競技場や野球場など、体育館及びウェルネスパークを除いた体育施設等の維持管理に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、むつ運動公園施設と釜臥山スキー場を管理するむつ地区体育施設指定管理料及び大畑中央公園施設を管理する大畑地区体育施設指定管理料、川内球場などを管理するふれあいスポーツパーク管理費、決算書の271ページのむつ市釜臥山スキー場整備事業、272ページのむつ運動公園陸上競技場整備事業などとなっております。

次に、決算書の272ページをお開きください。第5目体育館管理費についてであります。これは大畑体育館及び川内体育館の管理に要した経費であります。

次に、決算書273ページに移りまして、第6目ウェルネスパーク管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパークの管理運営に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、ウェルネスパーク指定管理料

のほか、ホイールローダーの修繕費などとなっております。

次に、第7目防災緑地・大平マリナー管理費についてであります。これは青森県との協定により市が管理する防災緑地及び大平マリナー緑地の維持管理に要した経費であります。

次に、決算書の274ページに移りまして、第8目体育館整備費についてあります。これは継続費を設定して進めてまいりましたむつ市総合アリーナの整備事業に要した経費でありまして、主なものといたしましては、総合アリーナ建設工事及び備品購入費などとなっております。不用額は718万4,491円で、主なものは12節委託料の362万8,000円及び14節工事請負費の278万5,100円となり、これは総合アリーナ建設工事監理業務及び外構整備工事等の契約執行残となっております。

なお、継続費繰越額が10億6,788万2,000円となっております。これは総合アリーナ建設工事監理業務、建設工事及び外構整備工事について、令和元年度に支出が終わらなかった継続費の年割額を翌年度に繰り越したものであります。

次に、決算書の275ページに移りまして、第9目むつ市総合アリーナ管理費についてあります。これは昨年9月に供用開始いたしましたむつマエダアリーナの維持管理に要する経費のほか、むつ市総合アリーナ完成記念事業費となっております。不用額は119万4,058円で、主なものは12節委託料の68万5,071円となり、これは維持管理に係る業務委託の契約執行残となっております。

次に、決算書の276ページに移りまして、第10目新型コロナウイルス感染症対策費のうち、277ページのスポーツ施設サーモグラフィー整備事業についてあります。これはむつマエダアリーナ及びむつ市ウェルネスパークへの体表温度測定サーモグラフィーカメラ設備導入に要した経費であります。

以上が第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、質疑させていただきます。

まず、第1項の237ページになりますが、ここで備考欄10の臨時で市内小中学校修学旅行キャンセル料補填事業とありますが、この学校は何校が、小学校で何校あり中学校が何校あったのか。そして、その補填に対します金額のパーセンテージ、全額なのか、それとも何%とかというような形での補填

だったのかをお知らせ願います。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） お答えいたします。

市内小中学校修学旅行キャンセル料補填事業につきましては、市内の大平中学校及び大畑中学校の2校の修学旅行のキャンセル料ということになっております。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽修学旅行の延期を必要とした中学校2校に対しまして、学校側からの要請があったことから、キャンセル料全額を補填したものでございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。

それでは、本年度、次年度ですね、次年度もこのような状況、コロナが収まるという確定がない状況の中で、このような補償というのは次年度も継続して行われるというような考えでよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 今年度につきましては、現時点で、キャンセルされたというところについては伺っておりません。実際それについては、現時点では、もしあった場合ですけれども、保護者のほうにしっかりご理解をいただいて実行していただくということで、今年度については進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。東健而委員。

○委員（東 健而） ページにいたしまして247ページのG I G Aスクール端末整備事業についてでございますが、主要施策の実績報告書の中に、115ページですけれども、小学3年生以上の児童数に相当する1,999台のタブレット端末を購入したというところがございます。まず、突き詰めた問題になりますけれども、各小学校の配置の内訳は何台ずつでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） お答えいたします。

小学校の配備した内訳でございますけれども、まず第一田名部小学校として、こちらは児童数プラス教職員数、予備の部分含めてでございますけれども、第一田名部小学校で297台、第二田名部小学校で310台、苦生小学校で378台、第三田名部小学校に194台、奥内小学校に29台、関根小学校に53台、大平小学校に343台、大湊小学校に92台、川内小学校に102台、大畑小学校に

164台、正津川小学校に17台、二枚橋小学校に6台、脇野沢小学校に14台の計1,999台となっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 東健而委員。

○委員（東 健而） ありがとうございます。各小学校の生徒の人数がこれで分かるわけであります。

次に、1、2年生には12月までに整備すると受け止めていましたが、1、2年生にも端末を利用させるのかどうか、この台数はどのぐらいになっているのかお伺いいたします。1、2年生に導入された場合の充足率は何%ぐらいになるのか、お分かりになりましたらお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 小学校の1、2年生につきましては、今年度に461台、来年度もほぼ同数を整備して、全ての学年に行き渡るといってございます。現時点で低学年の方々につきましては余剰パソコンがありますので、これはG I G Aスクールの端末以前に整備したパソコンになりますけれども、こちらの余剰パソコンにつきましては、パソコン室のほうにもう既に設置されておりますので、そちらで共用パソコンとして低学年の方々も利用しております。

あわせて、充足率についてということですが、3年生以上は、委員ご存じのとおり現在100%という形になっておりますが、現時点ではまだ、冬休み中を予定しておりますので、そちらのほうで整備が終わるまでの間は、小学校2年生分もゼロ%、1年生分もゼロ%ということになっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 東健而委員。

○委員（東 健而） ありがとうございます。

次に、端末の利用後の処理についてお伺いいたします。この端末は、高額なものを購入するわけであります。予算的にも大分かかります。中学校の卒業まで、これは利用されることになると思いますけれども、その後、整備した端末はどのように処理されるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 今予定しておりますけれども、まずは卒業生、小学校6年生及び中学校3年生が卒業した場合には、新たな新入学生のほうにその使用していたタブレットをお渡しするという形で、それまでの在校生の方は引き続き同じタブレットを利用していくという予定にな

っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 231ページの下北Projectについて質疑させていただきます。

NHK交響楽団によるリモート指導ということではありますが、実績報告書を見ますと、計5回の開催ということで、開催日によって参加人数の幅に大きな開きがありますが、どのような要因であるのかお伺いいたします。

また、併せて参加者の内訳、小学生、中学生という形で分かりましたらお知らせ願います。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） ドリームゼミナールにつきましては、下北ジュニアオーケストラ及び中学校の吹奏楽部の生徒に活用していただいていたものになっております。1月にまず第1回、フルートの指導会ということで、小学生が5名、中学生が3名、そして翌17日に全体になりますけれども、小学生が50名、中学生が25名、1月24日にトランペットの専門になりますけれども、こちら小学生が8名、中学生が4名、そして2月にホルン、小学生が4名、中学生が8名、そしてまた全体の合奏ということで、小学生が50名、中学生が25名ということで参加していただいております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） ありがとうございます。思ったよりも参加人数のほうが少ないように思うのですけれども、募集というのはどういう形でかけたのかお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 小学生につきましては、市内で行っているメインが下北ジュニアオーケストラというところの団体のみになりますので、そちらに声がけさせていただいております。こちらのほうが中学生につきましては急遽決まったこともありまして、田名部中学校の吹奏楽部のみに声がけさせていただいたということが実情でございますので、今年度につきましては、他の学校の吹奏楽部のほうにもご案内させていただいて進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 233ページ、第3目義務教育振興費、外国語指導助手派

遣事業について2点質疑いたします。

市では対象学年で年間どれほどの学習時間を設けているのか、また地域にかかわらず、各学校で同じ学習時間を配分しているのかお聞きします。

○委員長（斉藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

外国語指導助手が入った授業につきましては、小学校で50時間程度、中学校のほうでは18時間程度となっております。各学校で、ALTが入って授業するという時間のばらつきがないように調整をして実施しております。

○委員長（斉藤孝昭） 杉浦委員、ちょっと待ってください。

発言に際しては、マイクをもう少し近づけて発言するようにお願いします。
杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） こちらの学習時間なのですけれども、これは国のほうで決められてやっているのかどうか、そちらもお聞きします。

○委員長（斉藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） 現在むつ市には5名のALTを任用しておりますけれども、その5名のALTについて、小学校、中学校について、小学校は小学校でそれぞれ同じ時間になるように、中学校は中学校で同じ時間になるようにということで、5名のALTがそれぞれの学校に同時間程度ずつ授業で入れるようにしております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総括主幹。

○教育委員会事務局学校教育課総括主幹（佐藤 充） お答えいたします。

国で必ず何時間入ってくださいといった取組はございませんけれども、今申し上げましたとおり5名のALTが任用されておまして、おおむね1日4時間程度授業に入るというふうなことで、残りの2時間は教材の準備だったり学級の先生との交流、やり取りの時間ということで、1日4時間程度ですので、週に20時間授業をしていただくことになっております。その20時間を各学校で割り振りしていくと、小学校で50時間程度、中学校18時間程度というふうな授業時数になっておりますので、ご理解ください。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点質疑いたします。

252ページの公民館事業の婦人教育事業の昨年度の内容とその一定の効果についてお聞きいたします。

それから、261ページの文化振興費の二枚橋2遺跡出土品保存修理事業ですが、現在どういう状況になっているのかお知らせください。

○委員長（斉藤孝昭） 中央公民館長。

○教育委員会事務局中央公民館長（木村善弘） 婦人教育事業についてであります。現在市内で7学級、婦人学級がありますが、昨年は4月から3月まで延べ109回それぞれの学級で開催し、参加者は780人となっております。中身としては、料理教室とか、手芸とか、そういういろんな様々な自主的な運営をやっておりまして、それに対して公民館としては支援しているという形になります。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） 二枚橋の現状について、ご質疑にお答えします。

平成24年9月に国の重要文化財に指定された二枚橋2出土品1,308点のうち320点について、今後の保存活用のために修復しております。今年度は25点の修復となっております。

以上になります。

○委員長（斉藤孝昭） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 婦人教育学級ですが、自主運営に対して補助しているということでご答弁いただきました。かつて大湊公民館の時代でしたでしょうか、中央公民館が戦後の失業率の高いときに、女性に縫製の技術を身につけていただいて、国から表彰されたという経緯もございます。やっぱり公民館事業として積極的にこちらから、女性のこういった能力をこれからの時代に身につけていくべきかということも探って、積極的にやっているのかなと思って質疑しましたけれども、公民館事業そのものとしてはなかったのでしょうか、お聞きします。

あと二枚橋の2遺跡については分かりましたので、これからも進めていただきたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 中央公民館長。

○教育委員会事務局中央公民館長（木村善弘） 婦人教育事業としては、公民館としては合同学習会とか班長会議、そういうのを開催して、事業の推進を図っているところであります。事業の中身としては、中央公民館としてはそれぞれの学級に対して様々な支援を行っておりますが、合同研修という形で事業を展開しているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 一般教養であれば、女性、男性関係なく必要なことであろうかと思えますけれども、今やっぱり女性がこれから社会進出する上で必要な能力等について、これからしっかり吟味しながら事業も進めていただきたいと思えますので、よろしく願います。

終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかにありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 237ページ、修学旅行キャンセル料について2点お伺いします。

今回コロナの影響で中止または代替を行った学校があると思うのですが、市内の各小・中学校の修学旅行に対する対応の状況及びその最終判断、学校長が決めたのか、それとも教育委員会である程度指導があったのか、この2点お伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 修学旅行キャンセル補填事業につきましては、この2校が予定していた時期というのが、昨年度10月に弘前市内でクラスターが発生しておりまして、市内の小・中学校が全部休校になったときにかけて予定していたところになります。その辺につきましては、各学校におきまして、保護者のほう、PTAも含めてですけれども、協議していただきまして、その時期をずらす、ずらさないという話があったところですが、それが可能になって、キャンセルがなかったところについてはそのままやっていたと。それがかなわなかった2校については、こういった形でキャンセル料を補填したということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（斉藤孝昭） もう一個なかったか。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 失礼しました。そちらにつきましては、教育委員会のほうで「やめろ」と言うわけではなくて、学校長のほうで保護者のほうと協議をして決定するということになっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 今回のコロナ、予定外のことですし、一般質問でもありましたけれども、こういった緊急の際は、学校長及び父母の皆様から意見を吸い上げて各学校で判断していると思うのですが、やっぱり生徒の平等というか、各学校、中止になったりとか、代替で各違う箇所に行くという判断を学校にさせていただくよりは、こういった緊急の場合は、教育委員会が大きい主導、イニシアチブを持って指導なり方針を示していくのもまた一つ

の考えではないかなと思うのですけれども、その辺の検討を修学旅行に関して教育委員会のほうでされたのかどうか、最後お伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 昨年度の修学旅行の実施につきましては、教育委員会の方針といたしましては、1泊または2泊程度の県内のみの修学旅行を実施していただきたいということで、年度の途中に各学校のほうに指針という考え方をお示ししていたところでございます。今年度につきましては、感染者の状況を踏まえながら、各学校のほうで行き先そのものを踏まえながら決定していただきたいということで、考え方を示しております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかにありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 2点お伺いします。

1つ目が238ページ、むつ市学生等緊急支援事業、これはコロナで学生さんたちも大変だったと思うのです。いい事業だと思っているのですが、給付金と貸付金の対象になった人員をお伺いしたいのですけれども。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 学生等緊急支援事業につきましては、給付、こちらにつきましては既にむつ市の奨学金を貸与されている方々になりまして、98名になっております。98名の方々に同額を給付するということになっております。一方で貸与のほうにつきましては、むつ市の奨学金の貸与を受けていない方々に条件を付さずに無条件で新規でお貸しするところになっておりまして、こちらのほうの申請があった方々は19名となっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 失礼しました。2点と言って1点しか聞きませんでした。

どうもありがとうございます。中身がよく分かってよかったです。

もう一点ですが、275ページ、アリーナのところですが、こちら今市が直営になっていると思うのですが、人員配置について、どのような形で何人配置されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

今現在むつマエダアリーナにつきましては、市の直営で業務委託をしております。常時5名程度の職員配置をお願いして業務を委託しているところ

でございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 対応をお伺いしたのですが、例えば常勤が何人とか、臨時が何人とかというあたりも分かっただらお願いします。

○委員長（斉藤孝昭） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） 失礼いたしました。常勤職員として1名で、管理業務委託をしている委託会社のほうで7名程度の配置をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 234ページ、教育研修センター費のところ、教育相談来室状況です。教育相談の件数が令和元年に比べて、全体で395件、来室相談で409件の減となっていますが、このような結果、状況をどのように捉えているのかお伺いいたします。

あともう一点が教育費、246ページの中学校管理費、市立関根中学校監視カメラ設置工事とありますが、1件、ここは1か所、1台というのでしょうか、1台とは思いますが、その台数と、ほかの小・中学校の監視カメラの設置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

相談室において受けた相談件数については、来室で910件、電話による相談で15件となっておりますが、新型コロナウイルスの関係で来室相談等が若干減少したこともあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 関根中学校の監視カメラ設置工事につきましては、学校側からの要望があったものでございます。関根中学校の玄関の形状というものが、事務室のある場所から全く見えないような形で玄関がございますので、そちらのほうで入ってきた方が見えないので、そちらのほうに見えるような形でという要望がございましたので、対応して設置したものでございます。他の学校は必然的に事務室を通過ということになりますので、こういった要望はございません。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 教育相談が減って、コロナの影響でということでありましてけれども、その状況下を見て、今LINEとかメール等、ここも件数が2件とか少ないのですけれども、今後そういう、もっと相談員に相談したい、身近に感じてもらうような環境づくりとか対応、対策は考えていらっしゃるのかお伺いします。

あともう一点、関根中学校のほうなのですけれども、今後児童・生徒の安心、安全を考えるならば、防犯カメラの設置もこれからは必要ではないかと思っておりますけれども、そのことはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長（齊藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

教育相談室における相談につきましては、広報むつのほうにも教育相談をお受けしますということで案内させていただいておりますし、まずは学校を通して、こういう機関があるということを紹介させていただいて、学校からの紹介をされたということでの相談、来室ということが多くなっております。

また、相談体制につきましては、教育相談室の相談、学校教員による相談のほか、スクールカウンセラーなど関係機関との連携を通しまして、相談活動の充実に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 委員おっしゃっている安全、安心ということについては、こちらのほうも考えてまいりたいと思っておりますが、各学校の状況というものをまず、状況確認をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 276ページ、むつ市総合アリーナに関しての質疑です。今年の9月に供用開始、記念事業が行われましたが、管理費の見込みはどのくらいになりそうでしょうか。

それから、2回事業費が増えているのですけれども、確認ですが、当初予算と決定額との金額をお知らせいただきたいということと、それからこのことも許されるのでしょうか、私の疑問として残っているのですが、合併特例債が大半使われているのですけれども、このことについて私は違和感を感じるのですが、このことも質疑としていいのでしょうか。

（不規則発言あり）

○委員（工藤祥子） それではいいです。違和感を感じますけれども、分かり

ました。それでは、2つの点、お願いします。

○委員長（斉藤孝昭） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

むつマエダアリーナの年間の管理費は、おおよそ1億円程度と考えております。

当初予算と決定額とのお話という、差ということでしたが、令和2年3月定例会でご説明しておりました総事業費として、54億968万9,000円という話でご説明させていただいておりましたが、最終的には53億5,396万5,847円と、おおよそ5,000万円程度減額になっていると考えております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 管理費しゃべったか。市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） 失礼いたしました。年間のむつ市総合アリーナ管理費ですが、すみません、昨年度の当初予算7,955万4,000円に対して、支出合計が5,918万1,000円と減額になっているところでございます。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私は、当初予算、計画予算のこととの比較で聞いたのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員にお願いがありますが、具体的にどういふことなのかということをもう少し詳しく聞いてもらってよろしいでしょうか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） たしか資材の不足だとか働く人たちの不足で変更があったと思うのですが、これはやむを得ないことだとは思いますが、一応計画の金額と、結果的に53億円かかったという、その確認です。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

基本設計段階での金額ですけれども、44億9,293万5,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） それから、私たちは落成式前に説明を受けたのですが、このアリーナは避難所として初めは指定されていたのですけれども、浸水区域になって、資材の集積所ということでの説明に変わったと思うのですが、これでよろしいですね。確認です。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員にもう一度確認しますが、決算のどこの部分でそういうことを聞きたいのかをもう少し詳しくお知らせください。説

明員も教育委員会と民生部しかいませんので、お願いします。

(不規則発言あり)

○委員長(斉藤孝昭) ほかに質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員(野中貴健) 275ページのむつ市総合アリーナ管理費についてお聞きしたいのですけれども、これは昨年9月から約半年分の管理費なのか聞きたいのですけれども、その中でボルダリングウォールメンテナンス業務内容、これも約半年で121万円の計上なのか、年間委託で121万円なのか、そこだけ1点お願いいたします。

○委員長(斉藤孝昭) 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長(新谷智文) お答えいたします。

こちらの予算についてでございますが、むつマエダアリーナのほうが7月1日からプレオープンを2か月しておりましたので、7月から3月までの経費となっております。

そして、ボルダリングのウォールメンテナンスについてでございますが、こちらのほうはコースを、ルートを変更するものに要する費用でございます、1回当たりの金額となっております。

以上です。

○委員長(斉藤孝昭) 野中貴健委員。

○委員(野中貴健) それで、ボルダリングのコースですけれども、これは1年に1回必ず変えなければいけないとか、何かそういうのが規定であるのかどうかお願いします。

○委員長(斉藤孝昭) 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長(新谷智文) お答えいたします。

ボルダリングのコースを年に何回変えなければならないというルールはございませんが、利用者の利便性を考えまして、1年に数回変更したいと考えております。

以上です。

○委員長(斉藤孝昭) 野中貴健委員。

○委員(野中貴健) 青森県、東北を見ても随一の多分ボルダリングコースだと思います。今後もしむつ市でそういう大会等があるようで、予定があるようでしたら、ちょっと今ここでお知らせをお願いしたいのですが、お願いします。

○委員長(斉藤孝昭) 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長(新谷智文) お答えいたします。

今年度も、この後ルート変更を行う計画はございますので、そこに合わせ

まして関係団体のほうにお願いいたしまして、大会等を開いていければなど考えております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 11時02分 休憩

午前 11時15分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） おはようございます。それでは、決算書の278ページをお開き願います。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金についてであります。これは長期借入債の元金償還及び繰上償還に要した経費であります。

次に、第2目利子についてであります。これは長期借入債及び一時借入金の利子の支払いに要した経費であります。不用額は144万1,407円で、主なものは一時借入金の利子分の経費について、一時借入額が少なく済んだことから、その分の利払いが不用となったものであります。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、決算書の279ページをお開き願います。

第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目公営企業費についてであります。これは一部事務組合下北医療センターが行っております病院事業及びむつ市上下水道局が行っております水道事業に対する一般会計の負担金、補助金、貸付金などとなっております。

次に、第2目新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。これはむつ総合病院が行う感染症対策事業に対する負担金であります。不用額は273万6,591円で、主なものは新型コロナウイルス感染症対策費で、これは

むつ総合病院新型コロナウイルス感染症センター整備に係る入札執行残に伴う負担金の減となっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、決算書の280ページをお開き願います。

第13款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うために各款の事務事業に充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第22款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） それでは、歳入のうち第1款市税についてご説明いたします。決算書の12ページをお開き願います。

まず、市税全体の調定額は60億6,707万3,566円となり、前年度と比較して7,398万8,752円の減となっております。

収入済額は57億9,587万7,689円となり、前年度と比較して2,485万4,369円の減となっております。この主な要因といたしましては、個人市民税、法人市民税及び市たばこ税の調定額が減となったことなどによるものであります。なお、調定額に対する収入済額の割合であります徴収率は95.5%となり、前年度と比較して0.7ポイントの増となっております。

次に、不納欠損額は3,385万6,947円となり、前年度と比較して520万1,994円の減となっております。これにより収入未済額は2億3,751万4,676円となり、前年度と比較して5,445万9,722円の減となっております。

以上が第1款市税についての説明であります。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（齊藤孝昭） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 私からは、市税を除く歳入についてご説明いたします。決算書の15ページをお開き願います。

まず、第2款地方譲与税についてであります。これは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税を市町村道の延長や面積で案分し、交付されたものであります。また、森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備の財源として、私有林の人工林面積、林業就業者数、人口で案分し、交付されたものであります。2億2,761万円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の16ページ、第3款利子割交付金についてであります。これは、預金利子などの収入に課税された税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。511万6,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の17ページ、第4款配当割交付金についてであります。これは、上場株式などの配当に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。1,077万3,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の18ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは、株式などの譲渡所得に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。1,260万9,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の19ページ、第6款法人事業税交付金についてであります。これは、税制改正による法人住民税割の減収補填措置として、都道府県税の法人事業税収入額の一部が交付されるものであり、2,724万1,000円の調定額に対しまして、収入済額が同額となっております。

次に、決算書の20ページ、第7款地方消費税交付金についてであります。これは、消費税と同様に課税される地方消費税の一部を国勢調査人口及び事業所統計における従業者数で案分し、交付されたものであります。12億6,173万円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の21ページ、第8款環境性能割交付金についてであります。

これは、自動車取得時に課税される自動車税環境性能割の一部を市町村道の延長や面積で案分し、交付されたものであります。1,333万5,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の22ページ、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは、自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫、レーダーサイトなどの土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、交付金総額の10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況などを考慮し、交付されたものであります。8,230万5,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の23ページ、第10款地方特例交付金についてであります。これは、個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収の補填措置として並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収分の補填措置として交付されるものであります。4,220万3,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の24ページ、第11款地方交付税についてであります。これは、国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税は、前年度に比較して2億1,552万7,000円増の94億1,049万7,000円が交付されております。特別交付税は、前年度に比較して1億2,334万5,000円増の16億2,403万1,000円が交付されております。合わせて110億3,452万8,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の25ページ、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。これは、交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入を交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済み道路延長で案分し、交付されたものであります。478万円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の26ページ、第13款分担金及び負担金についてであります。これは、老人ホーム、保育所、社会福祉施設などへの入所に係る負担金及び下北圏域障害支援区分認定審査会の設置に係る負担金などであります。1億5,081万2,317円の調定額に対しまして、収入済額は1億2,903万3,577円となっております。収入未済額1,910万4,570円の主なものとしたしましては、保育児童保護者負担金現年度分93万5,630円及び滞納分1,705万3,480円となっております。

次に、決算書の27ページから31ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。これは、斎場、市営住宅、各種公共施設などの利用に係る料金のほか、戸籍などの証明、各種検診、廃棄物処理手数料など多岐にわたる行政サービスの利用に係る料金収入などであります。2億3,084万4,309円の調定額に対しまして、収入済額は2億1,837万5,751円となっております。収入未済額1,246万8,558円の主なものといたしましては、牧野使用料滞納分241万4,317円、市営住宅使用料滞納分809万3,812円となっております。

次に、決算書の32ページから39ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。これは、市の行政全般にわたる事務事業に係る国の負担金や補助金及び委託金であります。143億5,056万58円の調定額に対しまして、収入済額は139億1,642万7,058円となっております。調定額との差額分4億3,413万3,000円は、令和3年度へ繰り越しましたむつ下北未来創生キャンパス整備事業に係る地方創生拠点整備交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などに係る未収入特定財源となっております。

次に、決算書の40ページから47ページにかけての第16款県支出金についてであります。これは、国庫支出金同様、各種事務事業に係る県の負担金や補助金及び委託金であります。29億686万7,214円の調定額に対しまして、収入済額は27億7,172万1,214円となっておりまして、調定額との差額分1億3,514万6,000円は、令和3年度へ繰越しいたしました地域密着型サービス等提供施設整備費補助金、水産供給施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金などに係る未収入特定財源となっております。

次に、決算書の48ページから50ページにかけての第17款財産収入についてであります。これは、土地、建物、山林、市有牛などの貸付けに係るものや有価証券の配当金、各種基金の運用利子といった財産の運用に係るもの、さらに市有地、立木などの売払いによる収入であります。7,906万8,034円の調定額に対しまして、収入済額は7,094万8,509円となっております。収入未済額811万9,525円の主なものといたしましては、土地貸付収入滞納分100万7,795円、市有地売払収入滞納分104万9,300円、特別導入牛譲渡料滞納分395万4,217円となっております。

次に、決算書の51ページ、第18款寄附金についてであります。これは、ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度でありますまち・ひと・しごと地方創生事業、新型コロナウイルス感染症対策、子ども夢育成基金及び育英基金などに係る寄附金であります。1億7,913万4,381円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の52ページから53ページにかけての第19款繰入金についてであります。まず、基金繰入金であります。これは関根浜沿岸漁業振興基金のほか、各種基金からそれぞれの事業実施などに係る財源として繰り入れたものであります。また、特別会計繰入金であります。後期高齢者医療特別会計繰入金は、保険料の督促手数料収入分を繰入れしたものであります。21億9,864万8,581円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、決算書の54ページから61ページにかけての第20款諸収入についてであります。これは、預金利子、市税延滞金、各種貸付金などの元利収入のほか、他の地方公共団体からの事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入などであります。24億9,914万8,286円の調定額に対しまして、収入済額は24億4,441万8,487円となっております。収入未済額5,472万9,799円の主なものといたしましては、水川目地区酪農振興資金貸付金元金収入348万円、奨学金貸付金元金収入滞納分1,784万5,000円、生活保護法第78条費用徴収滞納分2,309万2,385円となっております。

次に、決算書の62ページから64ページにかけての第21款市債についてであります。これは、普通建設事業などの財源として借入れしたもののほか、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債などあります。65億2,732万6,000円の調定額に対しまして、収入済額は56億9,922万6,000円となっております。調定額との差額分8億2,810万円は、令和3年度へ繰越しいたしました事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、決算書の65ページ、第22款繰越金についてであります。これは、前年度決算剰余金、むつ市民間保育所施設整備費補助金などに係る繰越明許費繰越金、またむつ市総合アリーナ整備事業などに係る継続費繰越金及び横迎町中央2号線整備事業に係る事故繰越繰越金であります。2億5,275万6,041円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

以上が歳入全般の説明であります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

- 委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。岡崎健吾委員。
- 委員（岡崎健吾） 歳入のページ、55ページ、教育貸付金元金収入とあるのですが、その備考欄の中に収入未済額1,996万円、そのうち奨学金貸付金元金収入滞納分1,784万6,000円とありますが、この人数どのぐらいいるのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（斉藤孝昭） 教育部長。
- 教育部長（角本 力） お答えいたします。

収入未済額の人数ということでございますけれども、昨年度に关しましては73名ということになってございます。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 今年の3月の定例会で債権管理条例が提案され、可決されました。その質疑の中で、滞納債権の主なものとして、生活保護法による返還金、市営住宅使用料、市有牛譲渡料、土地建物の貸付料などがあるとのことでしたが、奨学金貸付金は債権管理条例の対象となるのかどうか伺います。

○委員長（齊藤孝昭） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

対象となっております。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） 岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） そうすれば、徴収業務というのですか、そういうのは税務課でやるのか、それとも担当課の教育委員会のほうになるのか、それを最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

この貸付金の徴収に关しましては、教育委員会で行っております。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 監査意見書の中にあります財政調整基金についてでありますけれども、目標の10億円、1年前倒しで達成と。47の新規事業、経済対策等を行われた中での達成ということで、もちろん国庫からの支出金等があると思いますけれども、この要因は何か伺います。

○委員長（齊藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

やはり今回のコロナ対策として、当初は財政調整基金を取り崩して対応いたしましたけれども、その後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですけれども、こちらのほうが想定より多く入ってきたということもありますし、また事業中止等によって不用額となった部分もありますので、このため予想より財政調整基金が増えたということとなっております。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今の説明で分かりますけれども、大まかには新規事業はほとんど国からの支出金という形で賄えたという中身、そしてそれが若干でも残ったというふうな認識でよろしいですか。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 24ページの地方交付税をお聞きいたします。

今回も当初の予算より増えて、いいことだと思うのですが、実は2年ほど前まで、地方交付税が段階的に下がってきていたのですよね。そして、最近また増えているのですけれども、私が議員になってからずっと、むつ市の財政は厳しいということで、その辺のことをいろいろ勉強してきたのですけれども、特に私どもむつ市、合併してからもう十何年ですね。1万四、五千人も人口が減っていると。そういう中で、私は地方交付税というのは、一番の重きが人口に対する交付という形で考えているのですけれども、ここ2年ぐらい増えてきた、その要因というのは。それで今私が言ったように、人口と割合がどのくらいのものなのか、これからの10年、20年後の人口減少に向けての交付金のことがあるので、分かる範囲で説明してほしいなと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、普通交付税の減少ということにつきましては、いわゆる合併団体に対する財政措置の合併算定替というのが終了したのが令和元年度でございますので、規模のほうは縮小傾向にあったことは事実でございます。

算定につきましては、基準財政需要額の算定においては、人口であったり世帯数、また施設数、学校の数とか、道路の面積、延長とか、様々ございます。その中で人口というのは、おっしゃるとおり大きな要素となっていることは事実でございます。人口減少によりまして、基礎的な需要額というのは当然減少するところでございますが、それを上回る額の新たな算定項目が今年度、基準財政需要額において設けられたところでございますので、総体的には総額では増額となっているというところでございます。

具体的なところと今後の見通しにつきましては、財務課長のほうからお答えさせていただきます。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えをいたします。

普通交付税、これは人口減少によって、これからも緩やかに減少していくものと考えておりますが、令和2年度におきましては、地域社会再生事業費が新たに算定項目として追加されまして、令和2年度の交付額が、財政需要額が1億7,428万5,000円となっております。また、令和3年度から新たに地域デジタル社会推進費というものが設けられまして、こちらのほうは令和3年度と令和4年度に限りとなりますけれども、6,529万円を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今課長のほうから、新しい枠組みが2つできた。1つが2年ぐらいということであって、その2年後には、今新しく国が設けたお金がなくなるわけですね。そういうことからいって、20年後には人口が3万人台になるということとを予想されている中で、そうすればそんなに人口減少に関わるものでは、地方交付税は極端な減収はないという形で考えていいのだろうか。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） 当市では、先般議員の皆様にお渡ししましたけれども、財政中期見通し2021というところで、5年後までのシミュレーションをしております。その中ではさほど影響はないという見込みであります。今後20年後3万人台となった状況におきましては、施設とか様々集約されて、歳出という部分も減ってくるかと思っておりますので、それに対応した交付税が措置されるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 実は22ページの国有提供施設等所在市町村助成、これは自衛隊関係の交付だと思っておりますけれども、私が議長時代、6年ぐらい前なわけですけれども、やや1億円ぐらいあったのが毎年減っているわけですけれども、その要因について、分かっている範囲でお答えください。

○委員長（斉藤孝昭） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

国有提供施設等所在市町村助成交付金、こちらですけれども、交付年度、当年の3月31日現在で国が所有する固定資産のうち、アメリカ軍や自衛隊の基地施設に供する固定資産について交付される交付金でございます。自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫、レーダーサイトなどの土地、建物及び工作物に対し、固定資産との均衡を図るといふことの趣旨から交付されてい

るものでございます。

この交付金額が下がってきているというところにつきましては、固定資産との均衡を図るということですので、実際所有する、保有する固定資産のほうが増減とか、施設内の施設等、家屋とか、土地とか、そちらのほうの評価が下がるなりということが考えられて、それに比例して減額となっているものというふうに認識してございます。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 市債についてと申しますか、借入れについてお聞きいたします。

令和2年、市中銀行からの借入れがかなりのシェアと申しますか、多くの借入れをしているというようなことでありまして、近年そのような傾向は続いていると思います。政府系金融機関から借りるよりは、政府系と申しますか、政府系の融資よりは、市中銀行から借入れするという優位性はどこにあるのか。そして、市中銀行からの借入れについての、どちらかがお願いをしているのか、こちらからお願いしているのか、向こうから来ているのか。利息は大分安くなって、コンマ幾つというような金利でありますから、そのようなことは臆測することは可能なのでありますけれども、その辺の要件についてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

市中銀行からの借入れの優位性ということでございますけれども、基本的に政府系金融、融資とか、そういったところの財政融資、そういったところのほうはまず基本的に利息は低いですので、そちらのほうを最大限利用しております。残るところを市中金融機関として借入れしております。

あとその金融機関でございますけれども、市の指定金融機関となっておりますことから、そちらのほうから借入れしております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 市中銀行から借入れする、一時借入れもそうでありましてけれども、あるとき突然融資は見合わせていただきたいというようなことを言われる可能性というのがないわけではなくて、過去にはむつ総合病院でそのような事態が発生したと、こういうふうなこともございまして、その辺のところは政府系の財政融資をいただくというようなことでもってやっていることが、ある意味実際としては理想なのだろうかと、こういうふうに思います。

が、今後もそのようなことで、市中銀行との関係で条件が付されているものがあるのかないのか、それと今後今のような状況で経緯していくというか、続いていく予定であるのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えをいたします。

市中銀行との契約の中で要件があるのかというところでございますけれども、基本的に借入期間10年、15年、20年、25年と様々ありますけれども、10年後に利率の見直しということをする契約となっておりまして、近年借換債が大変増えておりますけれども、そういった関係でございます。今後につきましては、現状の取扱いとしていく考えでございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかにありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 15款と16款に広くわたっておりますけれども、いつも私聞いているのですが、原子力関連交付金の金額がどのくらいになっているのかお知らせください。

また、令和2年度の一般会計に占める割合、この金額はどのくらいになっているのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（菊池 円） 令和2年度の原子力関連交付金の総額は22億4,213万8,949円で、決算歳入総額463億9,879万7,288円に対する割合は4.8%となっております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） ちなみに、5年前と比較した場合、増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（菊池 円） 5会計年度毎の平成27年度の原子力関連交付金の総額は24億8,638万円で、決算歳入総額345億630万2,768円に対する割合は7.21%となっておりますので、減少しております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） ちょっと細かいので、答弁いただけるかどうか分かりませんが、依存財源の中に入ると思うのですけれども、依存財源の中で占める割合というのは、おおよそどのくらいになるのでしょうか、原子力関連交付金は。

○委員長（斉藤孝昭） 暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午前 11時59分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

後ほど工藤委員のほうにお渡しいたしますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第64号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第64号を採決します。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は認定することに決定いたしました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

正 午 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第65号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） それでは、議案第65号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の289ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税についてであります。調定額16億658万1,468円に対しまして、収入済額は11億7,882万1,487円となっており、不納欠損額は5,406万1,315円で、徴収権の即時消滅等により不納欠損処分としております。

次に、決算書の290ページに移りまして、第2款使用料及び手数料についてであります。これは国保税の督促手数料で、調定額70万5,700円、収入済額70万6,300円となっております。

次に、291ページに移りまして、第3款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯の国保税減免に対し交付されました災害臨時特例補助金等により、調定額、収入済額とも1,869万5,000円となっております。

次に、292ページに移りまして、第4款県支出金は、調定額、収入済額ともに40億7,452万8,471円となっております。

次に、293ページに移りまして、第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入で、調定額、収入済額とも14円となっております。

次に、294ページに移りまして、第6款繰入金についてであります。これは国保税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金でありまして、調定額、収入済額とも5億3,563万4,776円となっております。

次に、295ページに移りまして、第7款繰越金の歳入はありませんでした。

次に、296ページに移りまして、第8款諸収入は、税の延滞金、第三者納付金などで、調定額2,319万8,976円に対しまして、収入済額は1,851万2,494円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の298ページをお開き願います。

まず、第1款総務費についてであります。支出済額は2,330万7,100円となっております。そのうち第1項総務管理費は、国民健康保険証の郵送費用や国保連合会負担金などで、支出済額は1,939万2,046円となっております。第2項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などで、支出済額はありませんでした。予算の全額が不用額となった要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会を会議形式で開催できなかったこと等によるものであります。

次に、299ページに移りまして、第3項趣旨普及費は、優良家庭表彰記念品などで、支出済額は45万900円となっております。

次に、300ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の疾病等に関し、必要な給付を行うために要する経費でありまして、支出済額は38億5,072万4,405円となっております。不用額の4億

9,365万5,595円につきましては、保険給付の実績に伴う残となっております。300ページから301ページまでがその明細となっております。そのうち第1項療養諸費は、保険給付費全体の86.2%を占め、支出済額は33億1,773万7,078円となっております。第2項高額療養費は、支出済額5億1,534万3,327円となっております。次に、301ページに移りまして、第3項移送費の支出はありませんでした。第4項出産育児諸費は、支出済額1,174万4,000円となっております。第5項葬祭諸費は、支出済額590万円となっております。

次に、302ページに移りまして、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。この費目は平成30年度の国保制度改革により新設された費目でありまして、財政運営の責任主体となる青森県に対し国保税などを財源に納付するもので、支出済額は16億6,082万3,413円となっております。第1項医療給付費分は、支出済額11億4,446万4,510円、第2項後期高齢者支援金等分は、支出済額3億7,510万9,235円、第3項介護納付金分は、支出済額1億4,124万9,668円となっております。

次に、303ページに移りまして、第4款共同事業拠出金についてであります。これは退職者医療制度の対象者把握に係る事務的経費でありまして、支出済額は1,035円となっております。

次に、304ページに移りまして、第5款財政安定化基金拠出金の支出はありませんでした。

次に、305ページに移りまして、第6款保健事業費は、被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費で、支出済額は5,062万5,033円となっております。不用額の2,446万4,967円につきましては、特定健康診査や特定保健指導の委託費の残等となっております。305ページから307ページまでが、その明細となっております。そのうち第1項特定健康診査事業費は、支出済額2,820万6,484円となっております。第2項保健事業費は、レセプト点検に要した費用、医療費通知事業、人間ドック委託料などの経費で、支出済額2,241万8,549円となっております。

次に、308ページに移りまして、第7款基金積立金は、財政調整基金の利息の積立てとして、支出済額は14円となっております。

次に、309ページに移りまして、第8款公債費の支出はありませんでした。

次に、310ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。これは税の還付金、県支出金の前年度分の精算に伴う返還金、川内及び脇野沢診療所の運営費分の繰出金などで、支出済額は1億815万5,714円となっております。不用額769万6,286円につきましては、償還金や直営診療施設勘定繰出金の残となっております。

次に、311ページに移りまして、第10款予備費についてであります。これは第1款総務費、第1項総務管理費へ95万9,641円を充用しております。

なお、令和2年度の歳入歳出決算書は、284ページから286ページにかけて掲載しておりますが、最終的に歳入総額が58億2,689万8,542円、歳出総額が56億9,363万6,714円となり、差引き1億3,326万1,828円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積み立てております。

以上、令和2年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第65号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は認定することに決定いたしました。

説明員が一緒ですので、引き続き議案第66号に移りたいと思います。

次は、議案第66号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） それでは、議案第66号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の318ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料は、調定額3億1,806万1,100円に対しまして、収入済額は3億1,810万2,500円となっており、還付未済額4万1,400円を除いた収入済額は、調定額と同額となっております。

第2目普通徴収保険料は、調定額1億1,008万2,700円に対しまして、収入

済額は1億688万3,400円となっており、収納率は決算書に明示しておりませんが、現年分が98.2%、滞納繰越分が44.4%で、普通徴収全体では97.1%となっており、前年度と比較いたしますと、普通徴収現年分が0.2ポイントの減、滞納繰越分が23.5ポイントの減、普通徴収全体では0.6ポイントの減となっております。

次に、決算書の319ページ、第2款手数料、第1項手数料、第1目督促手数料であります。調定額、収入済額ともに10万2,000円となっております。

次に、決算書の320ページ、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目保険基盤安定繰入金は、調定額、収入済額ともに1億8,528万3,420円となっております。これは、低所得者に対する保険料の軽減分を青森県が4分の3、市が4分の1を負担する保険基盤安定制度により、一般会計で繰入れした県負担金1億3,896万2,564円と市負担金4,632万856円の合計額を繰り入れたものであります。

次に、決算書の321ページ、第4款、第1項、第1目繰越金は、令和元年度会計の剰余金を繰越したもので、調定額、収入済額ともに768万4,400円となっております。

次に、決算書の322ページ、第5款諸収入、第1項延滞金、第1目延滞金の収入はありませんでした。第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、調定額、収入済額ともに12万1,800円となっております。第2目還付加算金は、調定額、収入済額ともに2,500円となっております。第3項雑入、第1目雑入の収入はありませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。決算書の324ページを開き願います。

初めに、第1款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料と保険基盤安定制度負担金を青森県後期高齢者医療広域連合に納付したものでありまして、支出済額は6億623万1,620円となっております。内訳につきましては、令和3年3月までに青森県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料納付金4億2,094万8,200円と保険基盤安定納付金1億8,528万3,420円となっております。

次に、決算書の325ページ、第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、支出済額は12万1,800円となっております。第2目還付加算金は、支出済額は2,500円となっております。第2項繰出金、第1目一般会計繰出金は、支出済額は11万800円となっております。

なお、令和2年度の歳入歳出決算書は、314ページから315ページにかけて掲載しておりますが、最終的に歳入総額が6億1,818万20円、歳出総額が6

億646万6,720円となり、差引き1,171万3,300円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金については、令和3年度へ全額繰越ししております。

以上で令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 先ほどの国保会計もそうなのですが、今回後期高齢者医療のほうの黒字になった主な理由をお知らせください。

○委員長（斉藤孝昭） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（青山 諭） お答えいたします。

こちらの制度につきましては、あくまで後期高齢者医療が事業主体になっているものでございまして、この必要な連合への納付金、これについて保険料で支払う形態となっております。こちらにつきましては、基本的には赤字にならないように金額が調整されたものとなっておりますので、結果として黒字になったものでございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第66号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時21分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第67号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出

決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

- 企画政策部長（松谷 勇） それでは、議案第67号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の332ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。一般会計繰入金4,989万6,508円、333ページに移りまして、財産売払収入1億1,813万円となっており、これは田名部まちなか団地建設事業に係る土地の売払収入となっております。

次に、335ページに移りまして、歳出についてであります。公債費として、田名部まちなか団地建設事業及び道の駅整備事業の長期債元金4,880万円、田名部まちなか団地建設事業の繰上償還に伴う長期債元金1億1,813万円のほか、長期債利子109万6,508円となっております。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第67号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたしますが、説明員着席後、すぐに会議を始めますので、委員の皆さんは着席のままお待ちください。

午後 1時23分 休憩

午後 1時24分 再開

- 委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第68号 令和2年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） それでは、議案第68号 令和2年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書339ページをお開き願います。

令和2年度むつ市介護保険特別会計の歳入総額は、収入済額の合計欄のとおり、66億8,848万1,870円となっております。

次に、341ページをお開き願います。歳出総額は、支出済額の合計欄のとおりに65億3,874万7,509円となり、歳入歳出差引き1億4,973万4,361円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積立てしております。

それでは、まず歳入の主な部分についてご説明いたします。決算書の344ページをお開き願います。

第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でありまして、調定額12億7,460万1,241円に対しまして、収入済額は12億4,243万8,672円となっております。不納欠損額は1,021万1,654円で、2年間の時効期間経過に伴う徴収権の消滅により不納欠損処分としております。また、収納率につきましては決算書に明示しておりませんが、現年賦課分で前年度より0.1ポイント増の99.2%、滞納繰越分で前年度より0.8ポイント増の11.1%、全体では前年度より0.1ポイント増の97.5%となっております。

次に、345ページに移りまして、第2款分担金及び負担金についてありますが、これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る関係町村の負担金で、収入済額は2,062万9,000円となっております。

次に、346ページに移りまして、第3款使用料及び手数料についてありますが、これは介護保険料に係る督促手数料でありまして、収入済額は17万円となっております。

次に、347ページに移りまして、第4款国庫支出金についてありますが、これは介護給付費や地域支援事業に対する国の負担金でありまして、収入済額は16億6,885万7,441円となっております。

次に、349ページに移りまして、第5款支払基金交付金についてありますが、これは40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料に相当し、介護給付費及び地域支援事業費の27%が交付されるものでありまして、収入済額は16億7,363万3,000円となっております。

次に、350ページに移りまして、第6款県支出金についてありますが、これは介護給付費や地域支援事業費に対する県の負担金等でありまして、収入済額は9億5,926万2,813円となっております。

次に、351ページに移りまして、第7款財産収入についてであります、これは財政調整基金の運用利子でありまして、収入済額は98円となっております。

次に、352ページに移りまして、第8款繰入金についてであります、これは本会計の給付費、事務費等に対する一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でありまして、収入済額は11億2,282万2,125円となっております。

次に、353ページに移りまして、第9款諸収入についてであります、これは主に第三者納付金でありまして、収入済額は66万8,721円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書355ページをお開き願います。

第1款総務費についてであります、これは介護保険システムの改修業務委託料や介護認定審査会及び認定調査等に要する経費でありまして、支出済額9,214万8,297円となっております。

次に、358ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります、これは歳出全体の92.9%を占める介護保険制度の各種サービスに係る給付費でありまして、支出済額60億7,132万6,239円となっております。前年度より1億2,549万6,217円、2.1%の増となっておりますが、これは1人当たりのサービス利用料の増により、1人当たり給付費が増加したことによるものであります。なお、不用額1億4,859万6,761円の主な要因といたしましては、居宅介護サービス給付費等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、第2款保険給付費の内容についてご説明します。まず、第1項介護サービス等諸費であります、これは要介護認定を受けた方が利用した各種介護サービスに対する給付費でありまして、支出済額54億8,003万3,353円となっております。主なものといたしましては、第1目居宅介護サービス給付費24億5,721万3,675円、認知症対応型共同生活介護サービス等に係る第3目地域密着型介護サービス給付費7億4,594万9,903円、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の入所に係る第5目施設介護サービス給付費19億2,556万6,514円などとなっております。

次に、359ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費であります、これは介護度の低い要支援の方々を対象とした各種介護予防サービスに対する給付費でありまして、支出済額9,249万8,129円となっております。

次に、360ページに移りまして、第3項その他諸費は、介護給付に係る審査支払手数料でありまして、支出済額593万8,227円となっております。

次に、第4項高額介護サービス等費は、サービス利用者の1か月に支払っ

た負担額が一定の上限を超えた場合に支払われる給付費でありまして、支出済額 1 億 6,914 万 5,154 円となっております。

次に、第 5 項特定入所者介護サービス等費は、所得の低い方が介護保険施設を利用する場合の食費及び居住費負担の軽減に要する給付費でありまして、支出済額 3 億 606 万 452 円となっております。

次に、361 ページに移りまして、第 6 項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険制度と介護保険制度の両制度の限度額を適用した後に世帯内の 1 年間の自己負担額の合計額が一定の上限を超えた場合に支払われる給付費でありまして、支出済額 1,765 万 924 円となっております。

次に、362 ページの第 3 款地域支援事業費についてであります。これは介護予防等の事業に係る経費でありまして、支出済額 2 億 4,620 万 855 円となっております。なお、不用額 3,276 万 9,145 円の主な要因といたしましては、介護予防・生活支援サービス事業費等が見込みを下回ったことによるものがあります。

次に、第 3 款地域支援事業費につきまして、主なものをご説明します。

まず、第 1 項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは訪問型サービス及び通所型サービス事業に係る経費でありまして、支出済額 1 億 2,336 万 4,542 円となっております。

次に、第 2 項一般介護予防事業費についてであります。これは介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業等の経費でありまして、支出済額 1,229 万 7,974 円となっております。

次に、364 ページに移りまして、第 3 項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは地域包括支援センター運営費や、決算書 365 ページの介護給付等費用適正化事業等の経費でありまして、支出済額 1 億 996 万 44 円となっております。

次に、369 ページに移りまして、第 5 款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を基金に積立てしたものでありまして、支出済額 98 円となっております。

次に、371 ページに移りまして、第 7 款諸支出金についてであります。これは保険料の更正に伴う還付金と給付費の精算に伴う国・県支払基金への償還金でありまして、支出済額 1 億 2,907 万 2,020 円となっております。

以上が令和 2 年度介護保険特別会計の歳入歳出決算の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第68号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第69号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） それでは、議案第69号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書375ページをお開き願います。

令和2年度の決算は、歳入1,392万8,380円、376ページに移りまして、歳出1,392万8,380円と同額になっております。

それでは、まず歳入からご説明いたします。決算書379ページをお開き願います。

まず、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料についてですが、これは魚市場使用料で、公衆電話ボックスの設置及び自動販売機の設置に係る使用料となっております。

次に、決算書381ページをお開き願います。第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてですが、これは一般会計からの繰入金となっております。

次に、決算書383ページをお開き願います。第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入についてですが、これは卸売業者からの契約保証金に係る預金利息となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書385ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。これは消耗品費と消費税及び地方消費税となっております。第2目運営審議会費については、魚市場運営審議会委員報酬及び費用弁償となっております。

次に、決算書386ページをお開き願います。第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費についてであります。これは魚市場施設の修繕料、保険料、施設用地の占用料、青森県魚市場協会及び大畑地区産地協議会への負担金となっております。

次に、決算書387ページをお開き願います。第3款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてであります。これは魚市場整備事業に関する事業債の元金償還金及び利子となっております。

以上が令和2年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 所長というか、副市長にお伺いしたいのですけれども、この特別会計、建設事業等終わりました、何となく一区切りがついたのかなという感がしております。特別会計自体をこのままずっと残して予算決算していくのか、それとも何かの時点で一般会計のほうに入れるのかといった部分、行政上のルールで特別会計にしなければいけないという場合もあるかもしれませんが、その辺、もし予定等分かっていたらお伺いしたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） お答えいたします。

地方財政法のほうで、特別会計でなければならないものにつきまして、第46条のほうに規定がございます。その中に市場事業とうたわれておりますので、魚市場事業のほうは特別会計ということになってございます。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） そうすると、ちょっと確認なのですけれども、今後運営上、委託するとかなんとかない限りは、この特別会計はずっとそのまま残るという認識でよろしいですね。

○委員長（斉藤孝昭） 大畑庁舎所長。

- 大畑庁舎所長（伊藤大治郎） 委員おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。
- 委員（濱田栄子） 所長、ちょっと答えられるかどうか分かりませんが、漁協の関係で、現在入札権利者といえますか、入札参加者の数とか、組合の数等把握しておりましたらお願いします。
- 委員長（斉藤孝昭） 大畑庁舎所長。
- 大畑庁舎所長（伊藤大治郎） 買受人の数ということでお答えいたします。
44者ということでございます。
- 委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。
これで議案第69号についての質疑を終わります。
これより討論を行います。発言ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
これより議案第69号を採決いたします。
本案は認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は認定することに決定いたしました。
ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。
午後 1時46分 休憩
- 午後 2時00分 再開
- 委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次は、議案第70号 令和2年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。上下水道局長。
- 上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第70号 令和2年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。別冊となっておりますむつ市水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。
下段の令和2年度むつ市水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、令和2年度水道事業会計の未処分利益剰余金1億7,755万325円のうち、純利益相当分の4,600万6,662円を減債積立金とし、その他の未処分利益剰余金変動額相

当分の1億3,154万3,663円を資本金へ組み入れる処分をするために提案する
ものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第70号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし
ます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案の
とおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第71号 令和2年度むつ市水道事業会計決算を議題といたしま
す。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長 民生部理事（中村 久） 議案第71号 令和2年度むつ市水道
事業会計決算についてご説明いたします。決算書は別冊となっております。

決算書の4ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額が
消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで
計上されております。

まず、（1）の収益的収入及び支出のうち、収益的収入についてでありま
すが、第1款水道事業収益の決算額は17億25万919円となっております。こ
の内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益で、
主なものとしたしましては、水道料金などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動
以外から生じる収益でありまして、主なものとしたしましては、一般会計負
担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、
車両売却に係る固定資産売却益及び過年度分に係る長期前受金となっております。

次に、収益的支出についてであります。第1款水道事業費用の決算額は

15億8,924万8,500円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要する費用でありまして、主なものといたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものといたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的経費から除外すべき損失でありまして、不納欠損等に係る過年度損益修正損となっております。

不用額2,748万3,500円の主なものは、漏水修理などに係る修繕費の減少の分1,341万4,220円及び水道施設管理に係る委託料などの入札の執行残などとなっております。

次に、6ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを補う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は、9億1,857万3,849円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、水道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業などに充てる企業債借入金、第2項一般会計負担金は、企業債償還などに充てる一般会計からの繰入金、第3項国庫補助金は、水道管路緊急改善事業に充てる国からの交付金、第5項固定資産売却代金は、車両の売却代金、第6項一般会計出資金は、水道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業に充てる一般会計からの出資金となっております。

企業債の借入れ状況につきましては、26ページの上段(ア)企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的支出の決算額は、15億6,357万7,587円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要する費用でありまして、詳細につきましては、19ページからの(1)建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用でありまして、詳細につきましては26ページの中段、(イ)令和2年度企業債の償還状況及び34ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額2,590万1,057円の主なものは、建設改良費の配水管整備事業などの入札による執行残などとなっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億4,500万3,738円

は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、8ページに移りまして、令和2年度むつ市水道事業損益計算書についてであります。これは水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、1の営業収益では、水道料金収入である(1)給水収益が主なものであります。

2の営業費用では、(1)原水及び浄水費から(4)総係費までの部門別経費及び(5)減価償却費などが主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金、(3)負担金及び補助金などで取得した固定資産の減価償却等に係る(4)長期前受金戻入などが主なものであります。

次に、4の営業外費用では、(1)支払利息等が主なものであります。

この結果、営業利益に営業外収益を加えた経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は、4,600万6,662円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益とを合わせた当年度未処分利益剰余金は、1億7,755万325円となりました。

損益計算書の前年度比較につきましては、23ページの(3)事業収入に関する事項及び(4)事業費に関する事項を、また決算の総括的な概況につきましては、16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

以上が令和2年度むつ市水道事業会計決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(斉藤孝昭) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。

これで議案第71号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第72号 令和2年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第72号 令和2年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。別冊となっておりますむつ市下水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。

下段の令和2年度むつ市下水道事業剰余金処分決算書（案）ですが、令和2年度下水道事業会計の未処分利益剰余金4,976万2,454円を減債積立金に積み立てる処分をするため提案するものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第72号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算についてご説明申し上げます。決算書は別冊となっております。

決算書の4ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず、（1）の収益的収入についてであります。第1款下水道事業収益

の決算額は12億1,701万442円となっております。この内訳でございますが、第1項営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、主なものとしたしましては、下水道使用料などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生じる収益でありまして、主なものとしたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、令和2年4月1日の地方公営企業法適用以前に発生し、令和2年度中に収入となったものでありまして、令和元年度分の消費税及び地方消費税還付金及び過年度分下水道使用料などとなっております。

次に、収益的支出であります。第1款下水道事業費用の決算額は11億6,078万8,135円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要する費用でありまして、主なものとしたしましては、管渠費、処理場費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものとしたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、地方公営企業法適用前分の賞与及び法定福利費の引当金となっております。

不用額4,665万9,865円の主なものは、営業費用の下水道施設に係る修繕費及び下水道施設管理に係る委託料などの入札執行残などとなっております。

次に、決算書の6ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを補う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は、9億4,919万6,700円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、下水道整備事業等に充てる企業債借入金、第2項国庫補助金、同じく下水道整備事業等に充てる国からの交付金、第3項一般会計負担金は、企業債償還及び資本的収支の不足を補うための市からの繰入金、第4項受益者負担金及び分担金は、下水道が供用開始となったエリアの住民の皆様から整備費の一部としていただく負担金であります。

企業債の借入れ状況につきましては、決算書の24ページの上段、(ア)企業債の概況を御覧いただきたいと思います。

次に、資本的支出の決算額は、11億5,386万5,546円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要する費用であ

りまして、詳細につきましては、決算書の19ページからの（1）建設改良工事の概況を御覧いただきたいと思います。

決算書の6ページに移りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用でありまして、詳細については決算書の24ページの中段、（イ）令和2年度企業債の償還状況及び決算書の30ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと思います。

不用額2,478万2,454円の主なものは、建設改良費の下水道整備事業費及び改築更新事業費の入札執行残などとなっております。

なお、建設改良費におきましては、2億7,753万7,000円を翌年度に繰越しております。この内訳でございますが、管渠工事とむつ下水浄化センターの増設に係る委託事業及び川内下水浄化センターの設備更新工事であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億466万8,846円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、決算書の8ページに移りまして、令和2年度むつ市下水道事業損益計算書ですが、これは下水道事業の経営成績を明らかにするために作成する計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、1の営業収益では、（1）下水道使用料が主なものであります。

2の営業費用では、（1）管渠費から（4）総係費まで、部門別経費及び減価償却費などが主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である（1）補助金、（2）負担金及び取得した固定資産の減価償却などに係る（3）長期前受金などが主なものであります。

次に、4の営業外費用では、（1）支払利息などが主なものであります。

この結果、営業利益に営業外利益を加えた経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は、4,976万2,454円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益とを合わせた当年度未処分利益剰余金も同額となります。

決算の総括的な概況につきましては、決算書の16ページ、17ページを御覧いただきたいと思います。

以上が令和2年度むつ市下水道事業会計の決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 本管工事が進んでいるというふうに認識しているのですが、本管に接続していない方が結構多いように感じられているのです。2点ご質疑いたします。

1つは、これからどの程度の接続進捗率を目指していくのかということと、そのための方法をどのように考えているかということが1点目で、2点目は、計画を立てて工事をされていると思うのですが、接続が伸び悩んでいると思われる問題点は何かということをお聞きしたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 下水道課長。

○上下水道局副理事下水道課長民生部環境政策課（中村 亨） すみません、お待たせいたしました。

接続の進捗率とこれからどういうふうに伸ばしていくかということなのですが、すけれども、まず接続率といいますか、下水道の接続している人口の割合、それが水洗化率というものになります。その水洗化率が令和2年度で46.8%というふうになっております。この水洗化率、それから普及率等ですけれども、これから伸ばしていく方法というのは、下水道のほうで、PRといたしまして、下水道接続対象となられた方等に制度の説明や文書等を送付して、広報紙やホームページ等でお知らせして、下水道課への接続のお願いをしております。

そのほかに、戸別訪問等をして、パンフレット等を持参して補助制度等を説明し、接続をお願いしておる次第であります。今年の令和2年、令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたので、戸別訪問から郵送という形で、手紙などを送って接続のお願いをしているところであります。

○委員長（齊藤孝昭） 伸び悩んでいる理由。

○上下水道局副理事下水道課長民生部環境政策課（中村 亨） すみません。接続率が伸び悩んでいるという問題点ですけれども、これは実際のところ、下水道を接続するに当たっては、各家庭でお金等もかかってきます。接続に当たっては工事費等がかかってきますので、そういう事情等もありますし、あと各家庭によって、もう単独浄化槽等が入って水洗化されているトイレ等になっていて、なかなか下水道の接続に踏み切れないというようなところもあります。

また、高齢者の方のお住まいになりますと、もうこの先あまりお金をかけて水洗化までしたくないというような経済的な状況等もありますことから、なかなか接続が伸びないというような感じになっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 最初の質疑の人口割というところは、単独浄化槽とか、そういうのは含まないということで理解してもよろしいですね。下水道に接続しているというふうに考えていいのですね。

（不規則発言あり）

○委員（佐藤 武） 座らないと答えられませんね。失礼しました。

丁寧に説明していただいたので、概略は分かりました。市民の方はやっぱり、負担が大きいというところが少し問題になっているのかなということを感じました。

以上で質疑を終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 今の佐藤武委員の質疑と大分重複しますが、普及率自体は前年度比でプラスになっておりますが、先ほど答弁ありました、実際の下水道水洗化率はマイナスになっている。ということは、令和2年度下水道が整備されて、使える世帯よりも、中で実際に接続した人が少ないという認識だと思うのですけれども、もちろん亡くなった方の世帯とか、世帯自体がなくなったマイナスの分もあるのですけれども、実際令和2年度で整備された下水道の世帯数に対して、実際接続された世帯は幾らあったのかお聞きいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 下水道課長。

○上下水道局副理事下水道課長民生部環境政策課（中村 亨） 実際に接続した、新規に接続した世帯というのは、令和2年度で63件になっておりました。今委員のほうがおっしゃいました、水洗化率がだんだん下がっていると。若干下がっているというのですけれども、整備をして、整備率になりますので、整備をした家が多ければ、接続したうちを終わるわけです。なので、整備の広さが広ければ、すぐに接続してもらえないので、これは接続するまでに5年、10年とかかってやっと接続してもらえる状況ですので、最初整備を大きくすれば、どうしても水洗化率というのが下がっていく、そういう状況にありますので、ご理解願いたいと思います。

（「令和2年度で整備された世帯数」の声あり）

○上下水道局副理事下水道課長民生部環境政策課（中村 亨） すみません、ちょっとお待ちください。191棟になっておりました。

○委員長（斉藤孝昭） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 今課長がおっしゃったとおり、整備率に対しては、これ

から増えていくと思います。決算の監査意見書のほうにも書かれていたのですけれども、安定した経営のためには、やはり普及率の向上が不可欠であると。ある程度ここまで整備されて、下水道の整備率が上がってきて、接続されている方、できる状況の方が増えた時点で、公営企業自体が役所の中では、より民間企業に近い形での経営を求められると思うのです。そういった中では、今職員の数が、事務系6人、技術系3人、計9名ですか。9名で運営されていると思うのですけれども、ここまで整備状況がある程度なってきたら、民間でよく言われる営業的な、下水道を接続してもらうような営業的な人も配置しながら、今後経営していく考えはないのかどうか。私個人的には必要だと思うのです。これまでの決算及び普及率の向上を見て、これまでそういった議論がされなかったのか、また今後していく方向はないのか、最後にお伺いします。

○委員長（齊藤孝昭） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 下水道事業につきましては、今現在単独での市からの繰入金等を入れての営業ということで成り立っている状況でございます。これが収支が合うような形になった時点で、こちらのほうとしても営業的なものに方向を向けて考えていかなければならないと考えておりますので、その辺はこれからの課題ということで認識しております。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 起債のことについてちょっとお聞きいたします。

下水道事業の起債の残が九十何億円でしたか、95億円ぐらいでしたか。先ほど水道事業ですと210億円ぐらいということで出されていますけれども、この起債の地区ごとというか、事業の種類ごとの起債というのはきちっと出ているのでしょうか、旧町村ごとの。

○委員長（齊藤孝昭） 下水道課長。

○上下水道局副理事下水道課長民生部環境政策課（中村 亨） 残高のほうですけれども、トータルで95億3,732万6,415円となっております。むつ地区においては55億9,797万7,782円、それから大畑地区については20億9,462万5,091円、それから川内地区においては12億3,380万3,117円、それから脇野沢地区におきましては5億1,725万1,555円、それから九艘泊地区におきましては4,619万7,408円、寄浪・蛸田地区につきましては4,747万1,462円となっております。

○委員長（齊藤孝昭） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 大畑地区の場合20億円となっておりますけれども、平成13年頃から下水道事業、割と早く始めたと思います。そのとき人口約1万人ほど

のスタートだったのですけれども、今6,000弱になっていますので、高齢化と、それから人口減少の中で、やはり下水道につないだ方たちの負担が上がっていくのがちょっと危惧されるところでございます。きちっとした数字を把握しながら、次の時代の人たちがインフラに対してそれほど負担がかからないように、数字の把握、人口の把握等をしっかりした見直しとか、そういうのはしていращやるのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 下水道課長。

○上下水道局副理事下水道課長民生部環境政策課（中村 亨） そういう計画等につきましては、下水道の経営戦略とか、そういうものでもって計画を立てておりました。今の債務に関しましては、30年で返済する予定でありますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） それでは、異常に下水道料金が上がっていくというふうなことは心配しなくてよろしいということですね。

○委員長（斉藤孝昭） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 将来的なことまで今ここで申し上げることはできませんので、何とかご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今現在下水道の工事状況について、どの程度の工事が実施されているか、その点について確認したいと思いますけれども。

○委員長（斉藤孝昭） 下水道課長。

○上下水道局副理事下水道課長民生部環境政策課（中村 亨） 決算書のほうに、令和2年度に行った工事のほうは19ページのほうについておりますけれども。

○委員長（斉藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 工事の一覧でついてはいますけれども、公営企業管理者がありますので、様々な勉強会等に行って、今現在の今後の見通し等について、特にむつ市の場合、高齢化、人口減少、そういった形で、当然接続率も急激な上昇は見込めないと。それにイコール先ほどの水道事業の給水量の将来的な見通しとなれば必ず減少傾向になると。

そこで、将来見通しとして、今の段階ではともかくとして、これ以上の下水道の拡大というのは、もうある一定のところでは止めるべきではないかなと。今手をかけている状態を、それ以上増やす、拡大していくような方向づけはもう無理なのではないかなという考えで私はいますけれども、公営企業管理者、その点のお考えをちょっと伺います。

- 委員長（斉藤孝昭） 公営企業管理者。
- 公営企業管理者（村田 尚） 今後の下水道事業についてということだと思いますけれども、私ども現在むつ地区で整備を中心に行っておりますけれども、今目標としているところが経費回収率の向上ということで、下水道収入で何とか日常の運営を賄えるような状況まで持っていこうという目標で整備を進めているところでございます。いずれはそういう事業の推進を判断する時期も来るとは思いますけれども、現状といたしましては、そういう経費回収率の向上を目指して今整備を広げているというような現状となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
- 委員長（斉藤孝昭） 佐々木隆徳委員。
- 委員（佐々木隆徳） そういう答弁、もちろん重々理解しています。今手のかけたのをやめるというのではなくて、整備している状況の、現行進んでいったら、もうそこら辺でストップせざるを得ないような、収支の見通しもそうですけれども、そういう腹積もりを今の段階からしておかないと、市にとって莫大な負債を抱えるような形になりますので、収支均衡で、何とか今の現状維持という流れで持っていかなざるを得ないであろうと、そのように思っています。これは私見ですので、今後の見通しとしてよろしく願います。
- 委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。
これで議案第73号についての質疑を終わります。
これより討論を行います。発言ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
これより議案第73号を採決いたします。
本案は認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は認定することに決定いたしました。
以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。
なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時45分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 斉藤孝昭